

2024 年 11 月 1 日

事業性融資における電子契約サービスの取扱開始 ～デジタルトランスフォーメーション（DX）化に向けた取組み～

株式会社千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、2024 年 11 月 1 日（金）よりデジタルトランスフォーメーション（DX）化に向けた取組みの一環として、事業性融資のご契約手続きにおいて、電子契約サービス（※）の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

本サービスは、事業性融資のご契約手続き時に、金銭消費貸借契約証書や金利特約書の書面への自署・捺印に代わり、電子化した契約書に電子署名を行うものです。これにより、ペーパーレス化や業務効率化の促進と、お客さまの自署・捺印や印紙代等にかかるご負担の軽減を図ります。

当行はデジタル技術を活用した取組みにより、今後もお客さまの利便性向上と充実したサービスの提供に努めてまいります。

（※）セイコーソリューションズ株式会社が提供する「融資クラウドプラットフォーム」内の電子契約サービスを採用

記

本サービスの概要

開始日	2024 年 11 月 1 日（金）
対象取引	事業性融資契約（証書貸付形式） ※電子契約サービスの対象取引については、順次拡大を図ってまいります。
ご利用いただける方	法人・個人事業主のお客さまでスマートフォンなどの情報端末デバイス（電子メールや SMS の受信が可能なもの）をお持ちの方
電子契約手数料	1 契約につき 5,500 円（税込） ※初期費用・月額利用料はかかりません。
その他	・ ご契約内容によっては電子契約サービスを利用できない場合がございます。詳細は当行担当者までお問い合わせください。 ・ 従来通り、書面によるご契約も可能です。その際は収入印紙代をご負担いただきます（ただし、電子契約手数料はかかりません）。

以上